

令和4年11月24日(木)

(お知らせ)

## 環境省有資格業者に対する指名停止措置について

環境省福島地方環境事務所は、本日、三和工業株式会社に対して指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

<問い合わせ先>

環境省福島地方環境事務所

総務部経理課

課長：鶴田 慎二郎

課長補佐：百目木 どうめき 康一

TEL:024-573-7246

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
三和工業(株)	福島県田村市大越町下大越字川向700-1

2 指名停止措置期間

令和4年11月24日から  
令和4年12月23日まで(1ヶ月)

3 指名停止措置の範囲

福島地方環境事務所管内

4 事実概要

三和工業株式会社の役員は、役員就任前に、田村市職員(当時)に公共工事に関する単価表の情報提供を依頼し、情報を提供された謝礼としてギフトカードを贈ったとして、令和4年9月24日、贈賄容疑で福島県警に逮捕された。

5 指名停止措置理由

このことは、「工事請負契約等に係る指名停止等措置要領」(平成13年1月6日付け環境会第9号大臣官房会計課長通知)別表2第3号ウに該当する。

参考

○「工事請負契約等に係る指名停止等措置要領」別表2(抜粋)

措 置 要 件	期 間
(贈賄) 3. 次のア、イ又はウに掲げる者が当該部局の管轄区域内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 代表役員等 イ 一般役員等 ウ <u>使用人</u>	逮捕又は公訴を知った日から  3ヶ月以上9ヶ月以内 2ヶ月以上6ヶ月以内 1ヶ月以上3ヶ月以内